

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に関する掲示

当院では、厚生労働省の後発医薬品促進方針に従い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供安全提供等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

また、全国的な医薬品の供給不足の際にも、治療計画の見直し等の適切な対応を行う体制を有しています。医薬品の供給状況に応じて薬剤を変更する可能性があります、その際は患者さんが安心して治療を受けられるよう十分に説明させていただきますので、ご理解とご協力をお願い致します。

ご不明な点などございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

※長期収載品に伴う選定療養費

令和6年10月より長期収載品について医療上必要があると認められない場合、患者さんの希望により処方した場合は選定療養費（特別料金）の対象となります。

市立旭川病院